

近世後期たたら設備の貸借と契約

—「懸り受け議定」の分析—

相良 英輔

はじめに

山内の土地を含め、たたら操業に必要な一切の設備を貸与することを、たたら「掛ケ渡」あるいは「懸ケ渡」といい、「掛り受人」は、土地・設備を借り受けて、たたら操業を自らの責任でおこなう、いわば自立した経営者となる。松江藩は、享保 11 年(1726)以降たたらカ所が 10 カ所に限定され、文政期以降(1818~1830)多少「増し鉦」があったとしても、せいぜい特例として 2~3 カ所を増やしただけであり、たたら操業を許可された者はほとんど固定しており、操業者の流動化はなかった。したがって、たたら設備の貸借もなかった(1)。しかし、広瀬藩(松江藩支藩)や石見の天領、その他石見の藩は比較的自由にたたら株の売買も行われており、たたら設備の貸借も行われていたようである。

しかしながら、この「懸り請け議定」(貸借契約)についての研究はこれまでほとんどされていない。管見の限り、加地至氏の「石見沿海東部の在来製鉄業と佃谷鉦」に、渡利家の明治 26 年文書を使い、たたら「掛り受」の具体例を紹介しているのみである(2)。筆者もかつて、石見地方の文政 4 年(1821)「七年季鑪掛議定之事」と文政 10 年(1839)「五ヶ年季掛議定之事」を史料紹介したことがある(3)。しかし具体的分析に至らなかった。その後、「懸り議定」の史料数点を閲覧できたので、それを紹介し、若干の分析を試みたい(4)。

1. 文政 3 年(1820)「入間鉦」の「懸り受け議定」(5)

入間鉦は、雲南市掛合町南端に位置する近世期の広瀬藩・入間村に存在した、たたらである。入間村では近世後期、雲南市吉田町の田部家所有・八重滝鉦がよく知られている。八重滝鉦は、入間たたらが別の場所へ打ち替えられた後の名称である(6)。

史料は、文政 3 年「式拾ヶ年中鑪鍛冶屋鉄穴掛り議定返り證文之事」である。文政 3 年、入間鉦所有者の中村屋甚左衛門は、自力ではたたら吹きができなくなったので、松江常平方御鉄山支配人田部佐一右衛門に対し、「懸り受吹方」を依頼してきた。

この「掛り議定」は、入間村の鑪 1 カ所、都加賀村(飯石郡飯南町頓原にあった近世期の村名)鍛冶屋 2 軒、鉄穴 21 カ所、鑪・鍛冶屋の本小屋、鉄穴附属の諸道具一切、

山内の家・小屋・土蔵、山内のうち中村屋所有の土地などを対象にしたものである。主な内容は次のごとくである。

- 1) 掛銀は、運上銀 500 匁を含め 1 年間で 1 貫 500 目である。つまり正味貸与料は年間銀 1 貫目である。
- 2) 山内の鑪・鍛冶屋・家・小屋が不慮の出火で焼失した場合、お互いに難渋するので、たたら操業をそれ以後中止する場合、再普請はしないことにし、操業を続ける場合、田部佐一右衛門側が普請すること。
- 3) たたら鍛冶屋の経営勘定がおもわしくない場合、契約年限中でも操業を中止できる。
- 4) 経営が順調な場合、契約年限が過ぎても、これまでの「議定」どおり「懸渡」、契約を延長すること。
- 5) 鑪・鍛冶屋を契約年限中に外の場所へ打ち替えたとしても、中村屋の鉦株として相続していただき、広瀬藩に対する公的義務は中村屋が引き受ける。
- 6) たたら操業中の鑪・鍛冶屋、山内の家・小屋・土蔵の普請は田部佐一右衛門が行い、鉄穴 21 ヲ所の御運上銀も田部佐一右衛門が上納すること。

この入間たたらは、はじめから中村屋が操業していたのではなく、寛政 7 年に打ち建て操業していた者が、運上銀を払えなくなり、広瀬藩に召し上げられ、その後、いろいろと支配人が代わり、文政 2 年、中村屋に引き下げられたものである。中村屋によるたたら操業は、慣れない操業であったからか、わずか 1 年で自力操業が難しくなり、20 ヲ年間という長い期間の「懸り受け」を田部佐一右衛門に依頼してきた。

この「懸り受け議定」は、入間村の庄屋を勤めた村の有力者・中村屋から吉田村の田部家へ入間たたらの操業を依頼されたものである。中村屋は広瀬藩から入間たたらの支配人を命ぜられたものの、不慣れであり、「自力ニ而吹方難相成」、田部家へ懸け渡したいと、依頼してきた。したがって、資本力のあるものが、たたらの経営手腕や技術力のある者へたたら設備を貸与して賃料を得る、といったものではない。貸与料が、運上を含め 1 貫 500 匁というのもやはり少ない。不慣れたたたら経営であったとはいえ、赤字のたたらであるから、それを引き受けてもらうのは、ある意味願い事を聞いてもらったようなものである。

2. 文政 11 年(1828)「堂ノ原鉦・鍛冶屋懸ケ議定願書」(7)

文政 11 年(1828) 2 月、吉田村の田部家の綿屋佐五市は、自らが所有する堂ノ原鉦・鍛冶屋について、7 ヲ年間、奥田儀村の宮本屋多四郎家(田儀櫻井家)へ「懸渡」(貸与)した。これはその契約内容・「懸ケ議定」である。主な内容を具体的にみると、次のごとくである。

- 1) 1 ヲ年の「懸け銀」(貸与料)は 3 貫匁となっており、毎年 1 2 月 20 日までに多四郎か

- ら綿屋（田部家）へ払う。
- 2) 鉦・鍛冶屋、本小屋、山内諸小屋の破損ヶ所の修理については、懸け渡し年限中はすべて宮本屋の責任でおこなう。
 - 3) 「懸渡置年限中、不慮ノ出火烧失有之候節」の再建普請料については、懸り人宮本屋 7割 5分、綿屋(田部家) 2割 5分を出す。
 - 4) 鍛冶屋を別の場所に打替える場合、堂之原付の鉄山のうちで打替える場合、費用は両家で出資し、他人の山を買い受けて打替える場合、懸り人の側でその費用は出す。
 - 5) 7ヶ年の間、この堂之原鉦・鍛冶屋の操業が、両家の「組合吹き」（共同経営）になった場合、他人の山を買って鍛冶屋を打ち替えた諸費用の半分は、綿屋（田部家）が出す。

この田部家と田儀櫻井家との堂之原鉦・鍛冶屋に関する「懸ヶ議定」は、先の入間鉦の「懸り受け議定」とは両家の関係がやや異なる。つまりこの堂之原鉦・鍛冶屋の場合、圧倒的に資本力のある田部家が、神門郡奥田儀村の有力なたたら経営者である宮本屋とたたら設備などの貸借契約を結ぼうとしているのである。しかも、場合によっては後々共同経営をも考慮したものである。田部家がなぜ堂之原鉦・鍛冶屋を宮本屋に懸け渡そうとしたのか。

実は文政 10 年、宮本屋多四郎は田部佐五市と共同で石州鳥井浦・菊屋喜平太より広瀬御領奥飯石の畑・大呂両村鉄山・鉄穴・堂之原鉦・鍛冶屋・敷地詰め小屋、さらには鉦・鍛冶屋附属諸道具を代銀 60 貫目で「10ヶ年季売券證文」によって買い受けていたのである(8)。それぞれ代銀 30 貫目ずつを出し合っている。

その後、両家はこの堂之原鉦・鍛冶屋を共同経営しているのである。

結びにかえて

紙数が限られているので、結論を急がなければならない。「懸り受け議定」なる生産形態がなぜ登場してきたのであろうか。今のところこの形態は文政期以降の生産形態である。田部家は、基幹鉦となる菅谷鉦を宝暦元年(1751)打ち建て、27年間操業後、一時中断して、その間、杉戸や杉谷へ場所替えし、寛政 3 年(1791)再び菅谷へ打ち建てる。享和 2 年(1802)には福原鉦を打ち建て、文化 9 年(1812)には広瀬藩志津見村に弓谷鉦を打ち建てる。一方、文政 9 年(1826)の所有鍛冶屋は丸 3 軒(5か所)になっている(田部家文書「文化十二 旧記」)。

このように田部家のたたら鍛冶屋経営は大規模化することによって、1ヶ所の鉦設備を山内の土地を含め丸ごと貸与したり、あるいは相手の都合によっては自ら借り受けて操業したりする余裕ができたものと思われる。しかもそれは、松江藩以外の比較的たたら株の所有が自由に移動している広瀬藩、さらには天領を含めた石見地方のたたらでおこなわれ

た。

(注)

(1) 鍛冶屋については享保 11 年、藩は 3 軒半に限定し、割鉄（銑鉄を大鍛冶屋において鍛錬し、規格化され、商品鉄としたもの）よりも銑（「ずく」と読み、たたら場において生産された銑鉄であり、半製品。これを大鍛冶場で鍛錬して「割鉄」にする）の移出を中心にしていた。しかし、寛政 2 年(1790)、松江藩は「割鉄」の移出を有利とみなし、これを奨励し、「無運上鍛冶屋」（営業税無し）3 軒を 5 年間許可することにした（寛政 4~享和元「鉄方御用留」—鉄の歴史博物館寄託、田部家文書—）。これ以降、松江藩における大鍛冶屋数も急激に増えていった。

筆者はかつて「近世後期松江藩におけるたたら生産と流通」（『たたら製鉄・石見銀山と地域社会—近世近代の中国地方—』所収、13 頁）で、松江藩は文化 6 年(1809)以降、銑生産から割鉄生産にしないで移行していくと述べたが、19 年ほど遡らなければならない。

(2) 『備谷鉦跡発掘調査報告書』所収、76 頁)

(3) 「中村家文書に見る石見地方のたたら経営」（「桜江古文書を現代に活かす会・報告書」所収、12~14 頁）

(4) 「中村家文書に見る石見地方のたたら経営」で、筆者は「懸り請け議定」のことを「資本と経営の分離」と、やや早とちりの紹介をした。「懸り請け議定」における土地の貸与者は、近世期のいわゆる「前期資本」であり、土地・設備を経営者に貸与し、賃料を受け取ると、あとの経営損益に関与しない。したがって、近代のいわゆる株式投資による資本と経営の分離とは同一に扱うことはできない。このことについては、「広島経済大学経済学会・研究集会」での筆者の発表において、片岡幸雄教授の御教示を得た。

(5) この史料は鳥谷智文氏の御好意により、撮影したものをいただいた。入間たたらは、雲南市掛合町入間の田部家（屋号、中村屋）史料であり、中村屋は近世期、入間村の庄屋を勤めていた。鳥谷氏は中村屋の御好意により、この史料を撮影した。

(6) 史料に、入間鑪は寛政 7 年（1795）「打立候鉦」とある。鑪が建設されて 25 年経過している。

(7) 田部家文書、整理番号（中—10—2—1）

(8) 田部家文書「畑大呂両村ニ而田部と田儀櫻井家与合持鉄山證文写」

（広島経済大学『経済研究論集』32 卷 4 号,2010.3 掲載予定）